

「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～(第2次)」案に係る 意見募集に寄せられた御意見について

○意見募集期間：令和5年1月30日から令和5年2月28日まで

○寄せられた意見の数：個人(3人)

※なお、寄せられた意見及び意見に対する都の回答は、計画公表にあわせ、都ホームページに掲載する。

○ 全体についての御意見

| No. | 事項 | 御意見（要旨） | 都の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 1 | 第1章 東京都自殺総合対策計画の改定にあたって (1) 東京都における自殺の状況 | 女性や若者の自殺が増加傾向であることなど、自殺者数の動向についての記載があるが、自殺者数の増加には、コロナの流行やコロナ対策、生活の変化が大きく影響しているため、コロナの流行等と関連付けて記載すべきではないか。 | 御意見を踏まえ、「第2章 都の自殺の現状（特徴）」に、「令和2年以降の自殺者数の増加要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことが指摘されている」旨を追記しました。 |
| 2 | 第1章 東京都自殺総合対策計画の改定にあたって | 自殺対策の基本的な考え方として、「生きることの包括的な支援として対策を推進する」との記載があるが、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と捉えると、自殺対策の焦点がぼけてしまうことにならないか懸念される。 | 自殺総合対策大綱を踏まえ、「生きることの包括的な支援」として、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」それぞれのレベルにおいて、都の自殺対策を推進していく旨を追記しました。 |
| 3 | (4) 都における今後の自殺対策の基本的な考え方 | 自殺対策はミクロ的な視点での対策とマクロ的視点での対策の双方が必要であることを、都における今後の自殺対策の基本的な考え方として強調すべきでないか。また、都における今後の自殺対策の基本的な考え方の中でコロナ流行について触れるべき。 | 令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、女性や生徒、学生を中心におき、女性や生徒、学生を中心におき、自殺者数が増加したこと等、近年の自殺者数の動向を踏まえ、本計画を策定しています。 |

○ 個別の部分についての御意見

| No. | 事項 | 御意見（要旨） | 都の考え方 |
|-----|--|---|--|
| 4 | 第3章 都における今後の方向性と施策 (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ●スクールソーシャルワーカー活用事業の推進 | 児童・生徒やその保護者・親族の自殺予防・再企図防止にスクールソーシャルワーカーを活用してほしい。 そのためには、子どもの自殺対策の事前対応と事後対応についてスクールソーシャルワーカーの参加システムの明記が必要である。 | 都教育委員会は、子供が抱える課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを区市町村が活用できるよう支援するとともに、都立学校にはユースソーシャルワーカーを派遣しています。 |
| 5 | 第3章 都における今後の方向性と施策 (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ●スクールソーシャルワーカー活用事業の推進 | 都内私立学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進してほしい。私立高校生の自殺事件等に鑑み、国公立だけでなく私立小中高へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進してほしい。 | 御意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。 |

| No. | 事項 | 御意見（要旨） | 都の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 6 | 第3章 都における今後の方向性と施策 (6)社会全体の自殺リスクを低下させる ●不健全図書類の指定 | 「不健全図書類の指定」に関する記載について、最低限2点要望する。 ○「不健全図書類の指定」に関する記載については、「著しく自殺を誘発するもの」を「含め」ではなく、「のみ」に限られるよう、文面上、明確化すること。 ○「著しく自殺を誘発するもの」に係る不健全図書類の指定が第1次計画の計画期間中に行われなかつたことについて、自殺総合対策東京会議において評価・検証を適切に行い、その結果を第2次計画に反映すること。 | ○東京都青少年の健全な育成に関する条例では、不健全な図書類について、自殺を誘発するもの以外にも、著しく性的感情を刺激するものや甚だしく残虐性を助長するものなどが、含まれております。 ○いただきました御意見を令和5年3月に開催した令和4年度第3回自殺総合対策東京会議において共有しました。 |
| 7 | 第3章 都における今後の方向性と施策 (10)子供・若者の自殺対策を更に推進する | 児童・生徒の援助希求行動には「SOSの出し方に関する教育」が関わるが、その推進に際して、その教育になじまない子どもがいることにも配慮してほしい。援助希求行動を起こさない・起こせない児童・生徒、保護者等にもスクールソーシャルワーカーの活用が有用である。 | 都教育委員会は、学校が実施する定期的なアンケートのほか、WEBチャット等で受け付けている子供専用のSNS相談等を通して、子供が相談しやすい環境づくりを促進しています。また、子供が抱える課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを区市町村が活用できるよう支援するとともに、都立学校にはユースソーシャルワーカーを派遣しています。 |
| 8 | ●SOSの出し方に関する教育の推進 | 「SOSの出し方に関する教育」が浸透する準備として、一步手前の、小さな不安や悩みを打ち明ける練習として、スクールソーシャルワーカーが保健センター等と連携して、ワークショップを小中学校で開催できるようになると良い。 | 都教育委員会は、学校において「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施する際に、教員、スクールカウンセラー、保健師等によるチーム・ティーチングで行うことを推奨しています。 |